（前のページより続き）

特殊法人等
令和六年度農林水産省・林野庁共済組合の決算、裁判所共済組合定款の一部変更、令和六年度・事業年度財務諸表（独立行政法人製品評価技術基盤機構・国立研究開発法人建築研究所・国立研究開発法人土木研究所）、令和六年度・事業年度決算等（預金保険機構・銀行等保有株式取得機構・石炭鉱業年金基金・農水産業協同組合貯金保険機構・全国商工会連合会・金融経済教育推進機構）、日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定、税理士登録抹消、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、日本弁護士連合会公示送達、公立学校共済組合役員の就職関係　一〇七
地方公共団体
行旅死亡人関係　一四五
会社その他
会社決算公告　一五五

内閣官房令

○内閣官房令第八号

国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第十九条の規定に基づき、国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和七年七月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂